

(事務使用欄)
---------

【受験申込区分】

区分G

複数枚数を必要な場合は、コピー又は日本心理研修センターのホームページよりダウンロードして使用してください。

# 第1回公認心理師試験 実務経験証明書

[公認心理師法(以下「法」という。)附則第2条第2項第2号に係る証明書]

一般財団法人日本心理研修センター理事長 殿

法人等の名称			代表者印
所在地			
連絡先			
代表者	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	

証明書作成日(西暦) 2018年 月 日

※以下のいずれかにチェックをいれてください。

<input type="checkbox"/>	週1日以上勤務の場合	次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※原則「常態として週1日以上」の勤務が求められるが、例えば1か月のうち月末の5日間のみ集中して勤務といったように、極端な偏りがある勤務形態の場合、「常態として週1日」と認められないにご留意願います。
<input type="checkbox"/>	週1日未満の勤務の場合	次の者は、以下のとおり、法附則第2条第2項第2号に掲げる「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(注1~3)を、下記の期間、常態として【週1日以上】の勤務を1か月に[A]週業として行った者」として、実務経験を有することを証明します。 ※下線部分[A]に該当する数値を右枠に記入願います。(「週1日未満の勤務の場合」にチェックを入れた方のみ)

- 注1 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。  
注2 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。  
注3 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

フリガナ			生年月日	
氏名	(姓)	(名)	(西暦)	19 年 月 日
勤務先名(部署名)	(部署名: )			
分野施設コード	「分野施設コード一覧」は、「受験の手引」及び日本心理研修センターホームページに掲載していますので、ご参照願います。			
法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間(西暦)	年	月	日から	期間 年
※現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入願います。	年	月	日まで	か月
受験申込時に、法附則第2条第2項第2号に掲げる期間に満たない場合は、本証明書のみでは、受験資格と認められませんので、ご留意願います。				

## 【注意事項】

- 「分野施設コード」の「101」～「503」(法施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設)及び「901」(国又は地方公共団体が心理に関する支援を実施している施設)に該当する施設については、本「実務経験証明書」のみの提出で可。  
ただし、受験申込者本人が施設の代表者である場合は、代表者であることがわかる書類を添付願います。
- 「分野施設コード」が「902」の施設(私設の心理相談室)については、本「実務経験証明書」に加え、当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類(「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所の写し)を添付願います。
- 「法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った期間」欄の右端の「期間●年●か月」は日安につき、日にちは切り捨てて記入願います。  
なお実際の実務経験期間(5年)の判定においては、始期から終期までの日数の合計から重複期間を差し引いた日数を1,825日(1年365日×5年)で除した数値で判断します。
- 下の「署名欄」(本人記入欄)には、受験申込書に記載の氏名(戸籍[日本国籍を有していない方については住民票]に記載されている文字)を記載願います。結婚等により署名欄(受験申込書)の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(戸籍の個人事項証明書。外国籍の方は、住民票)を添付願います。
- 本証明書の記入にあたって、必ずボールペン又は万年筆を使用願います(消せるボールペンは使用不可)。
- 本証明書は、(本人記入欄)以外に証明者(受験申込者か、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行った施設の代表者等)が記入願います。
- 本証明書による実務経験が「週1日以上」を満たさない場合、本証明書のみでは受験資格と認められません。  
本証明書で証明された期間と同じ期間に勤務実態があると証明された他の「実務経験証明書」と合算し、常態として「週1日以上」の勤務実態があると認められた場合は実務経験期間となります。他の「実務経験証明書」と合算する場合、合算する「実務経験証明書」の右下の(本人記入)欄下段の下線の空白部分(●枚目～●枚目)に、必ず記入願います。

## 〈受験申込者本人記入欄〉

受験申込者(本人)誓約欄
この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。
印

(本人記入)	枚目
	全 枚
実務期間判定上、__枚目～__枚目を合算して判定願います。	